

# 第三次産業における労働災害防止のために

～平成28年の山梨県内における労働災害発生状況と労働災害防止対策～

厚生労働省山梨労働局労働基準部健康安全課

近年、サービス業の多様化等により短時間労働者、アルバイトなどの非正規労働者が増加していることを背景に、第三次産業における労働災害が増加傾向にあります。

この冊子では、平成28年1月から同年12月末までに山梨県内の事業場で発生した労働災害（休業4日以上）を基に、第三次産業における労働災害の発生状況及び労働災害防止対策をまとめました。

各事業場及び店舗等において、自主的な労働災害防止活動に取り組みましょう。



この冊子でいう「第三次産業」とは、労働基準局報告例規基準業種分類表の ～ に該当する、以下の業種をいいます。

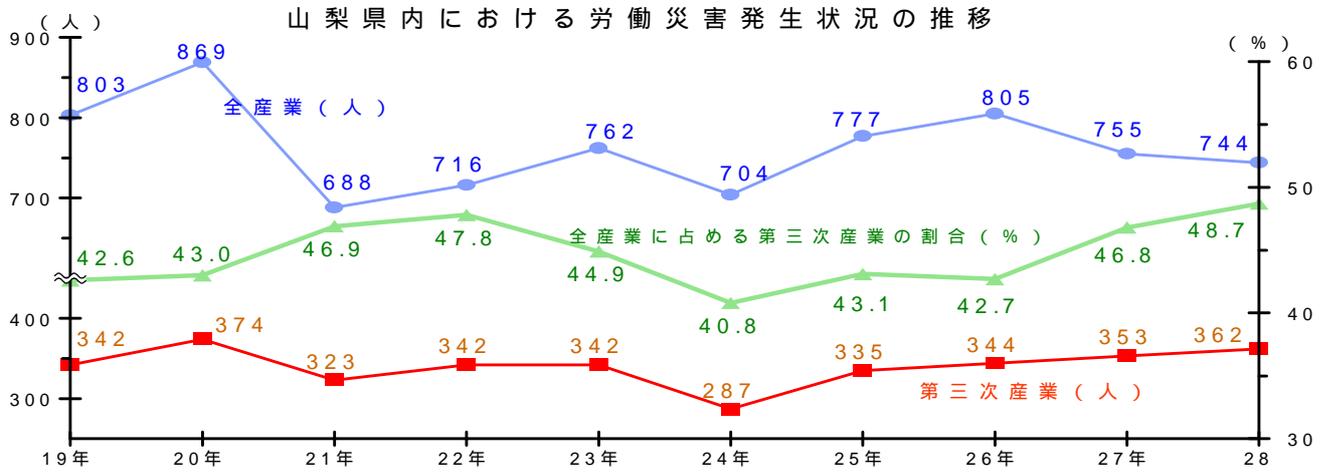
**商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、  
接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業**

(非該当業種 ～ : 製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業)

# 1 山梨県内の労働災害発生状況

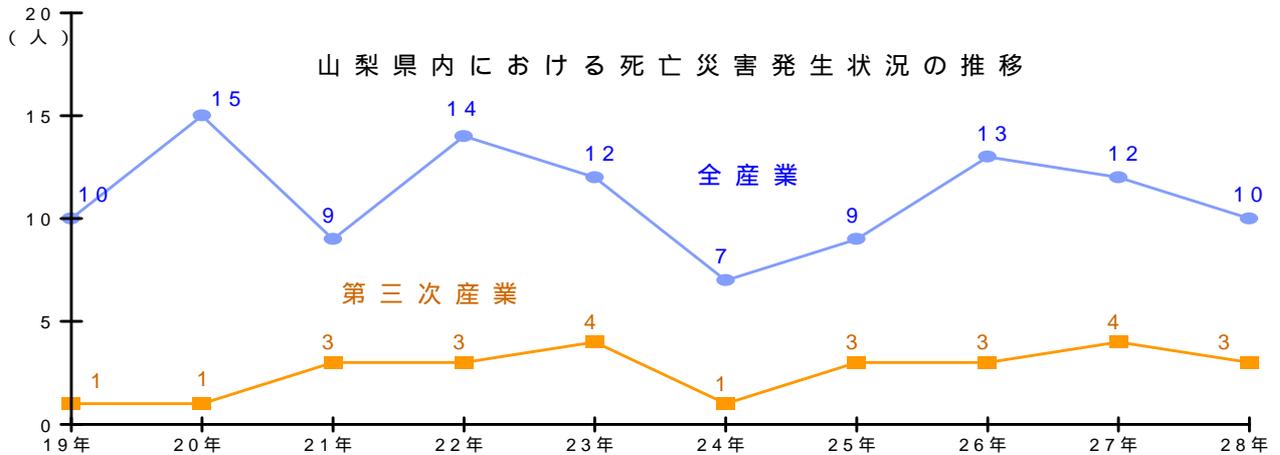
## (1) 第三次産業における労働災害発生状況

県内の全産業における死傷者数は、昭和 35 年の 3,856 人をピークに減少を続け、平成 21 年には 700 人を下回りましたが、その後増加に転じ、平成 28 年は 744 人と前年に比べ 11 人(1.5%)減少しました。そのうち第三次産業における死傷者数は、近年 300 人台で推移しており、平成 28 年の死傷者数は 362 人と前年に比べ 9 人(2.5%)増加し、全産業に占める割合は 48.7%となっています。

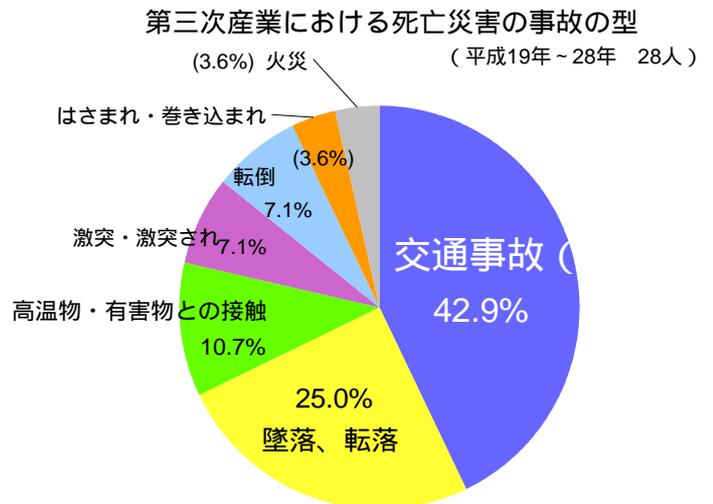


## (2) 死亡災害発生状況

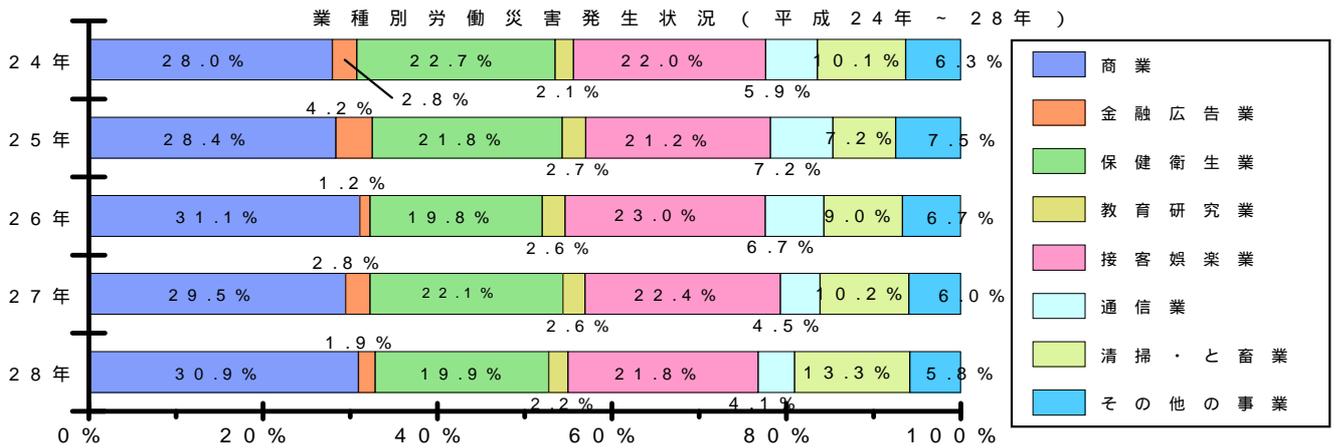
県内の死亡者数は、昭和 41 年の 59 人をピークに増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示していますが、第三次産業に関しては 1 人から 4 人の間で推移しており、減少傾向が見られません。



なお第三次産業における過去 10 年間の死亡災害について、事故の型別にみると、「交通事故(道路)」が 12 人(42.9%)と約半数を占め、次いで、「墜落・転落」が 7 人(25.0%)、「高温物・有害物との接触」が 3 人(10.7%)、「激突・激突され」「転倒」が各 2 人(7.1%)等となっています。

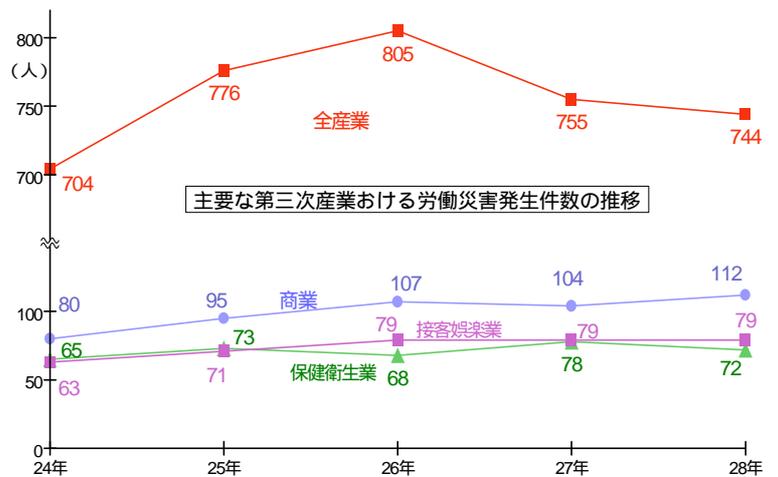


### (3) 業種別労働災害発生状況



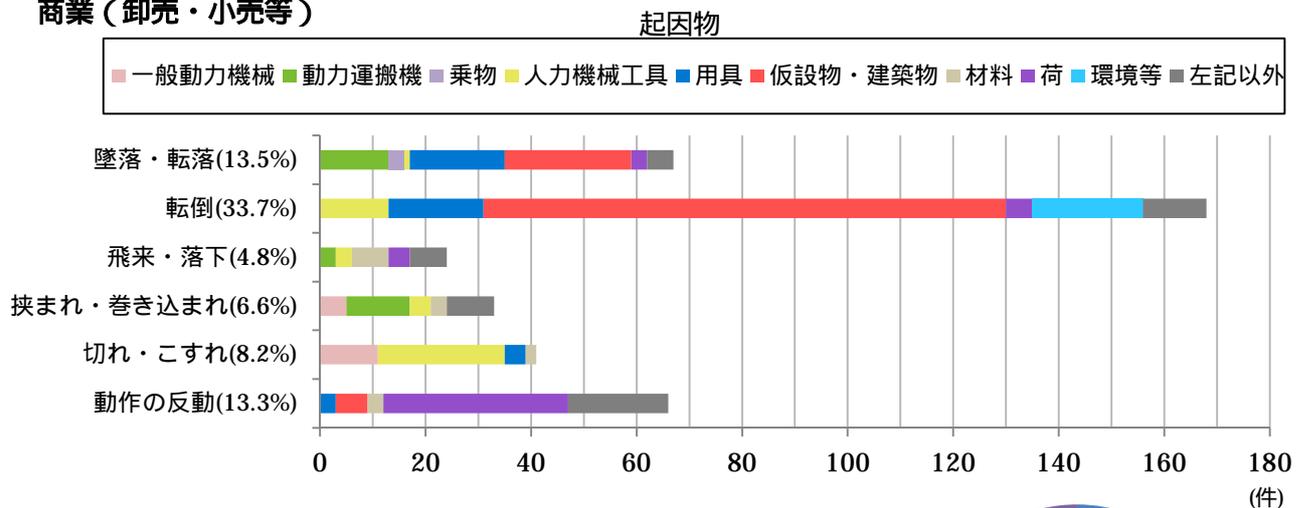
第三次産業における労働災害発生件数を業種別に見ると、商業・保健衛生業・接客娯楽業が常に高い比率を占めています。

さらに、全業種における労働災害発生件数は平成26年をピークに減少傾向にあるのに対し、商業・保健衛生業・接客娯楽業は増加傾向にあります。



### (4) 主要な第三次産業の起因物別・事故の型別労働災害発生状況（平成24年～28年）

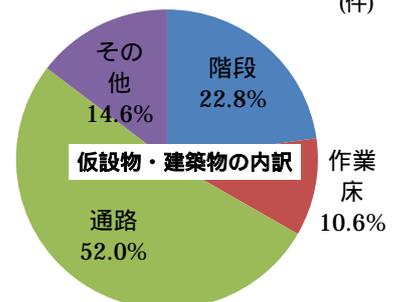
#### 商業（卸売・小売等）



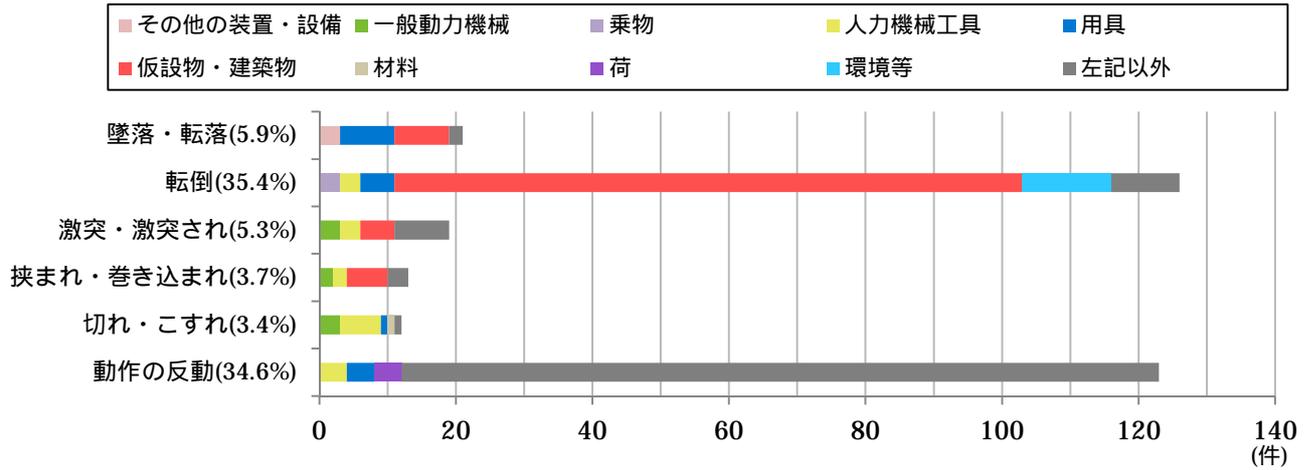
商業における過去5年間の死傷者498人について、事故の型別の多い順に見ると、転倒災害33.7%（168人）、墜落・転落13.5%（67人）、動作の反動13.3%（66人）等となっています。

また、転倒災害及び墜落・転落災害の起因物として最も多いのは「仮設物・建築物」で、具体的な災害発生場所は「通路」が52%を占めています。「通路」における転倒災害の典型的な発生状況は、①床が水や油で濡れていて滑った・②床に配線コードや配管の蓋といった障害物があり足が引っかかった、といったものです。

なお平成28年の商業における死傷者の53.6%が休業1カ月以上の負傷を負っています。



## 保健衛生業（医療保健・社会福祉等）

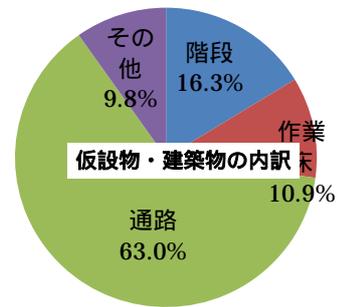


保健衛生業における過去5年間の死傷者356人について、事故の型別の多い順に見ると、転倒災害35.4%（126人）、動作の反動34.6%（123人）等となっています。

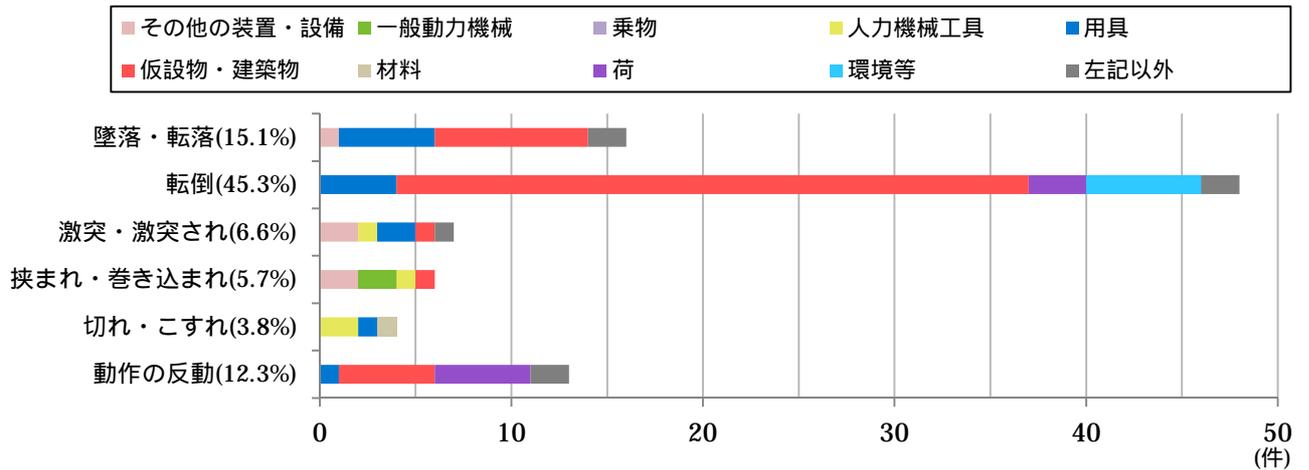
転倒災害の起因物として最も多いのは「仮設物・建築物」で、具体的な災害発生場所は「通路」が63%を占めています。「通路」における転倒災害の典型的な発生状況は、①床が濡れていて滑った・②浴場やトイレ清掃中に滑った・③急いで歩いている足がもつれた、といったものです。

また災害発生場所「その他」における転倒災害の典型的なものは、①敷地内を移動中に暗くて段差につまづいた・②冬期に凍結した路面で滑った・③急いで歩いている駐車場の砂利に足を取られた、といったものです。

なお平成28年の保健衛生業における死傷者の40.3%が、休業1カ月以上の負傷を負っています。



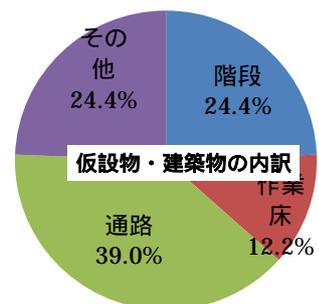
### -1 接客娯楽業（旅館）



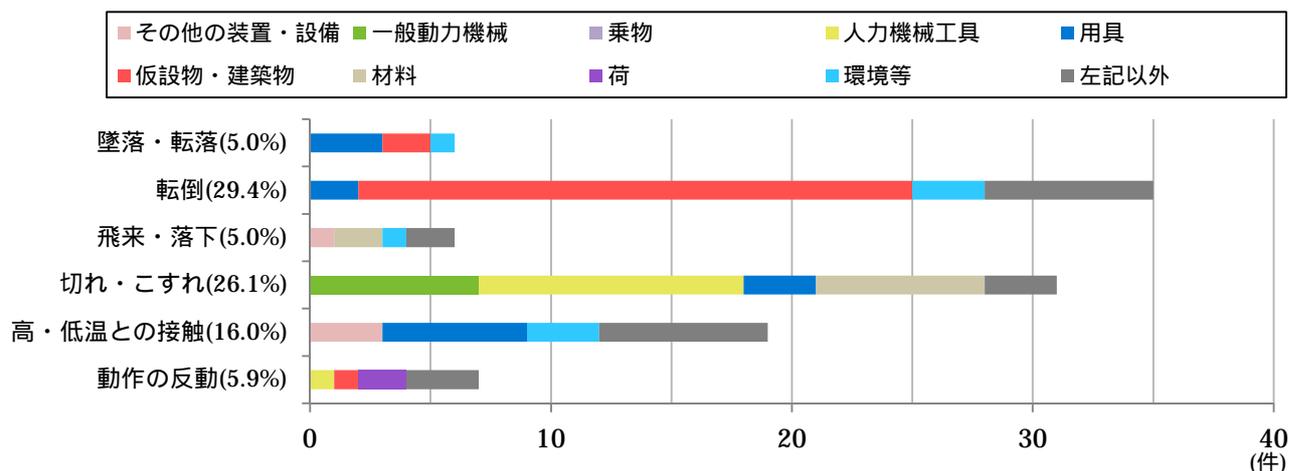
接客娯楽業のうち旅館業における過去5年間の死傷者106人について、事故の型別の多い順に見ると、転倒災害45.3%（48人）、墜落・転落15.1%（16人）、動作の反動12.3%（13人）等となっています。

転倒災害及び墜落・転落災害の起因物として最も多いのは「仮設物・建築物」で、具体的な災害発生場所は「通路」が39%を占めています。「通路」における転倒災害の典型的な発生状況は、①宿泊客の送迎のため急いで歩いている転んだ・②客室の清掃中に転んだ、といったものです。

なお平成28年の旅館業における死傷者の61.3%が、休業1カ月以上の負傷を負っています。



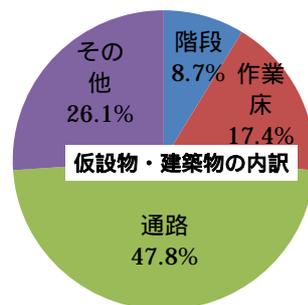
## -2 接客娯楽業（飲食業）



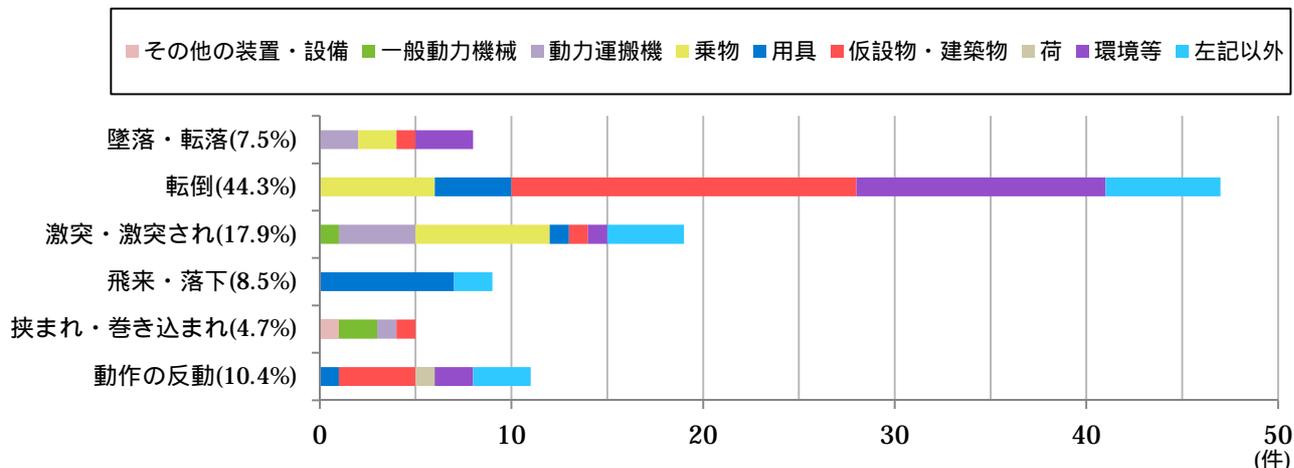
接客娯楽業のうち飲食業における過去5年間の死傷者119人について、事故の型別の多い順に見ると、転倒災害29.4%（35人）、切れ・こすれ26.1%（31人）、高・低音との接触16.0%（19人）等となっています。

転倒災害の起因物として最も多いのは「仮設物・建築物」で、具体的な災害発生場所は「通路」が47.8%を占めています。「通路」における転倒災害の典型的な発生状況は、①床が濡れていて滑った・②床の段差でつまづいた・③利用客に道をゆずろうとして足がもつれた、といったものです。

なお平成28年の飲食業における死傷者の44.5%が、休業1カ月以上の負傷を負っています。



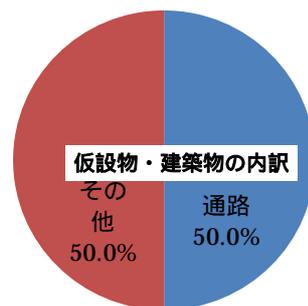
## -3 接客娯楽業（ゴルフ場）



接客娯楽業のうちゴルフ場における過去5年間の死傷者106人について、事故の型別の多い順に見ると、転倒災害44.34%（47人）、激突・激突され17.9%（19人）、動作の反動10.4%（11人）等となっています。

転倒災害の起因物として最も多いのは「仮設物・建築物」で、具体的な災害発生場所は「通路」と「その他」が半々を占めていますが、典型的な発生状況は①ゴルフコース内の斜面で滑った・②ゴルフコース内の段差でつまづいた、といったものです。また転倒災害の起因物として「仮設物・建築物」に次いで多いのが「環境等」で、具体的な発生状況は③雪の積もった斜面で滑った・④ドングリを踏んで滑った、といったものです。

なお平成28年のゴルフ場における死傷者の48.1%が、休業1カ月以上の負傷を負っています。



## 2 労働災害の防止について

### (1) 転倒災害の防止

第三次産業においては全国的にも転倒災害が多くを占めていますが、山梨県内においては平成20年以降、転倒災害が全産業における休業4日以上業務上災害のトップを占める状況が続いており、平成26年には全死傷者数の28.3%を転倒災害が占めるに至りました。

このため山梨労働局においては平成27年1月から「STOP! 転倒災害プロジェクト」を展開し、転倒災害防止に取り組んでいますが、平成28年も全死傷者744人のうち25.3%(188人)を転倒災害が占めています。

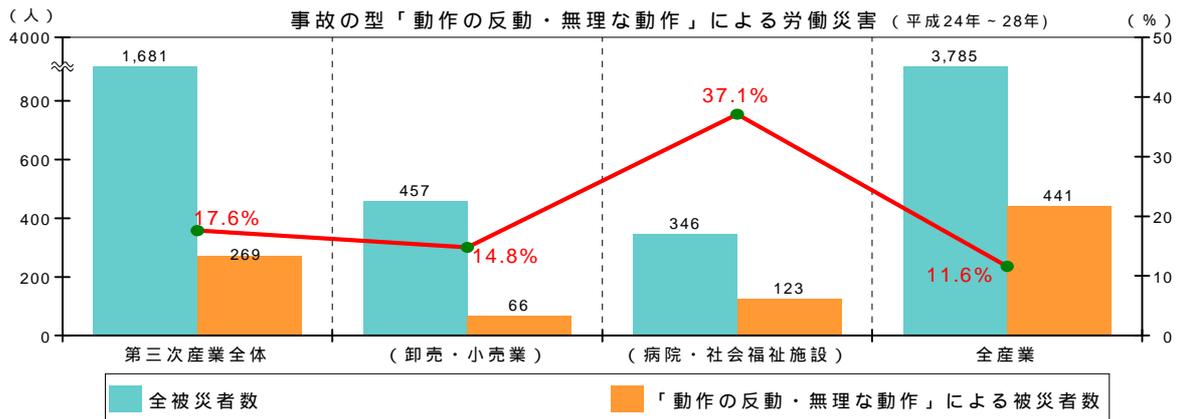
転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。「忙しい時ほど慌てない・焦らない」を徹底させ、また通路については常日頃から整理整頓を心がける等、できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど おちついて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行場所に物を放置しない</li> <li>・床面の凸凹、段差などの解消</li> <li>・床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間に余裕を持って行動</li> <li>・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩く</li> <li>・足元が見えにくい状態のまま作業しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業に適した靴の着用</li> <li>・職場の危険マップの作成による、危険情報の共有</li> <li>・転倒危険場所に、ステッカーなどを貼り注意喚起</li> </ul>

(「STOP! 転倒災害プロジェクト」より)

### (2) 腰痛災害の防止

腰痛などの原因となる事故の型「動作の反動・無理な動作」による労働災害発生状況は下記のとおりで、病院・社会福祉施設において特に割合が大きくなっています。

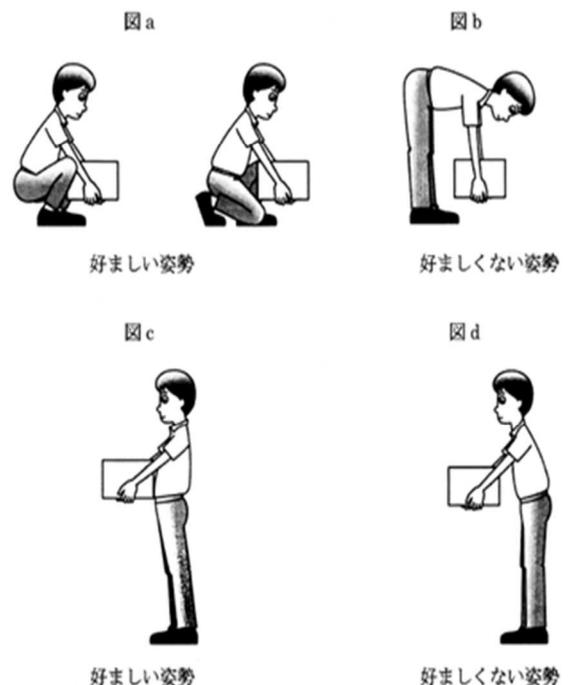


腰は体の「かなめ」であり、腰痛予防は全労働者が安全・安心に働くために必須の事項です。腰痛予防の第一歩として、できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くする姿勢をとることで、不自然な姿勢を回避します。

床面等から荷物を持ち上げる場合は、片足を少し前に出し、膝を曲げてしゃがむようにして荷物を抱え(図a)、この姿勢から膝を伸ばすようにすることによって、腰ではなく脚・膝の力で持ち上げるようにします。両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げる前屈姿勢(図b)は、腰痛の原因となるので止めましょう。ただし、膝に障害のあるひとが軽量の物を取り扱う場合には、この限りではありません。

また、荷物を持ち上げたり、運んだりする場合は、荷物をできるだけ体に近づけるようにして(図c)、荷物と体が離れた姿勢(図d)にならないようにします。

重量物を持ったまま身体をひねるという動作は、腰部への負担が極めて大きくなるため腰痛が発生しやすくなります。身体をひねりを伴う作業を解消することが理想ですが、それが困難な場合には作業台の高さ、位置、配列等を工夫し、身体をひねりを少なくしましょう。



(「職場における腰痛予防対策指針」より)

### (3) 交通労働災害について

近年は、自動車の利用頻度の増加に伴い交通労働災害が増加しています。仕事中の交通事故については、使用者が被害者から管理責任を問われることもありますので、労働者が無理な運転をしないよう時間に余裕を持たせ、また冬季は凍結や降雪に対する安全対策を講じた上で車を運転させてください。

## 3 安全管理・衛生管理・健康管理について

労働者の安全管理・衛生管理については、事業主が責任を持たなければなりません。雇用する労働者の数によって事業場で整備すべき安全衛生管理体制は異なりますが、労働者が10人以上50人未満の事業場であれば「安全衛生推進者」を置いて、職場の安全衛生に関する事項について点検等行わせなければなりません。

また労働者を50人以上使用する事業場は「産業医」を選任し労働者の健康管理等を行う必要がありますが、50人未満の事業場は地域産業保健センターが提供している下記の産業保健サービスを無料で利用できます。地域産業保健センターの連絡先等については本リーフレットの最終ページをご覧ください。

### 【地域産業保健センターで利用できる産業保健サービス】

**労働者の健康管理の相談**・・・健康診断で異常所見があるなど健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師による保健指導を行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師が日常生活面での指導や健康管理の情報提供を行います。

**健康診断結果に基づく医師からの意見聴取**・・・健診結果で異常所見のあった労働者の健康保持のための措置について、医師から意見を聞くことができます。

**長時間労働者に対する面接指導**・・・時間外労働が長期に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況など、医師による面接指導を行います。

## 4 健康管理の充実

### (1) 健康診断の実施

#### ア 主な健康診断の種類

**雇入れ時の健康診断**・・・常時使用する労働者を雇入れる際に実施

**定期健康診断**・・・常時使用する労働者に1年毎に1回実施

**特定業務従事者の健康診断**・・・常時深夜業等の特定業務（労働安全衛生規則第13条第1項2号）に従事する労働者に対しては、配置替えの際及びその後6ヶ月以内ごとに実施

#### イ 長時間労働者への医師による面接指導の実施

過重労働による健康障害を防止するために、長時間労働を行った労働者に対しては、医師による面接指導等を行う必要があります。

#### 【面接指導の対象となる労働者の要件】：義務：努力義務

月100時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者（労働者からの申し出による）

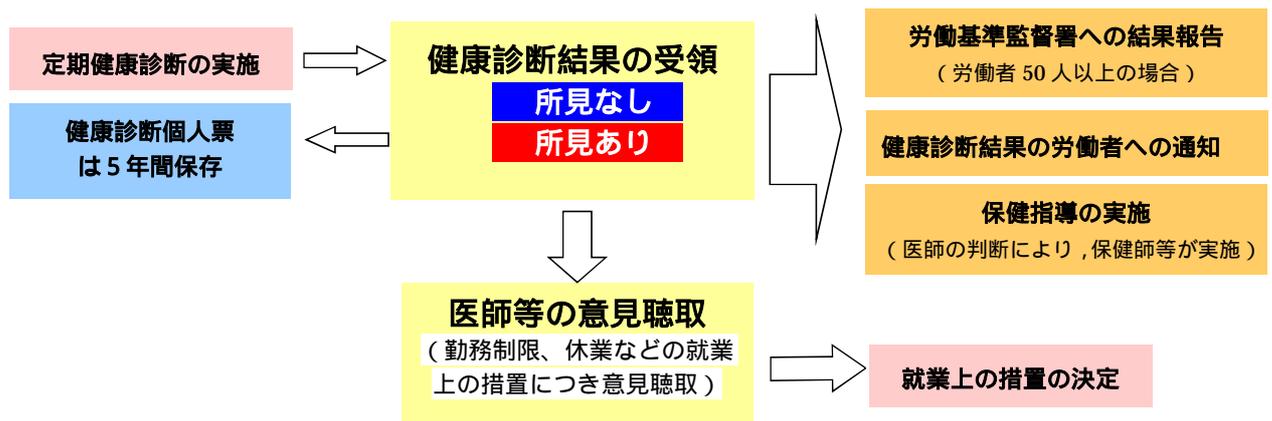
月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者（労働者からの申し出による）

事業場で定める基準に該当するもの

### (2) 健康診断の事後措置

健康診断実施後は、事後措置を行う等、所要の措置を講じる必要があります。下記の定期健康診断の事後措置の流れを参考に、健康診断結果を有効に活用してください。

### 長時間労働者に対する医師による面接指導制度の概要



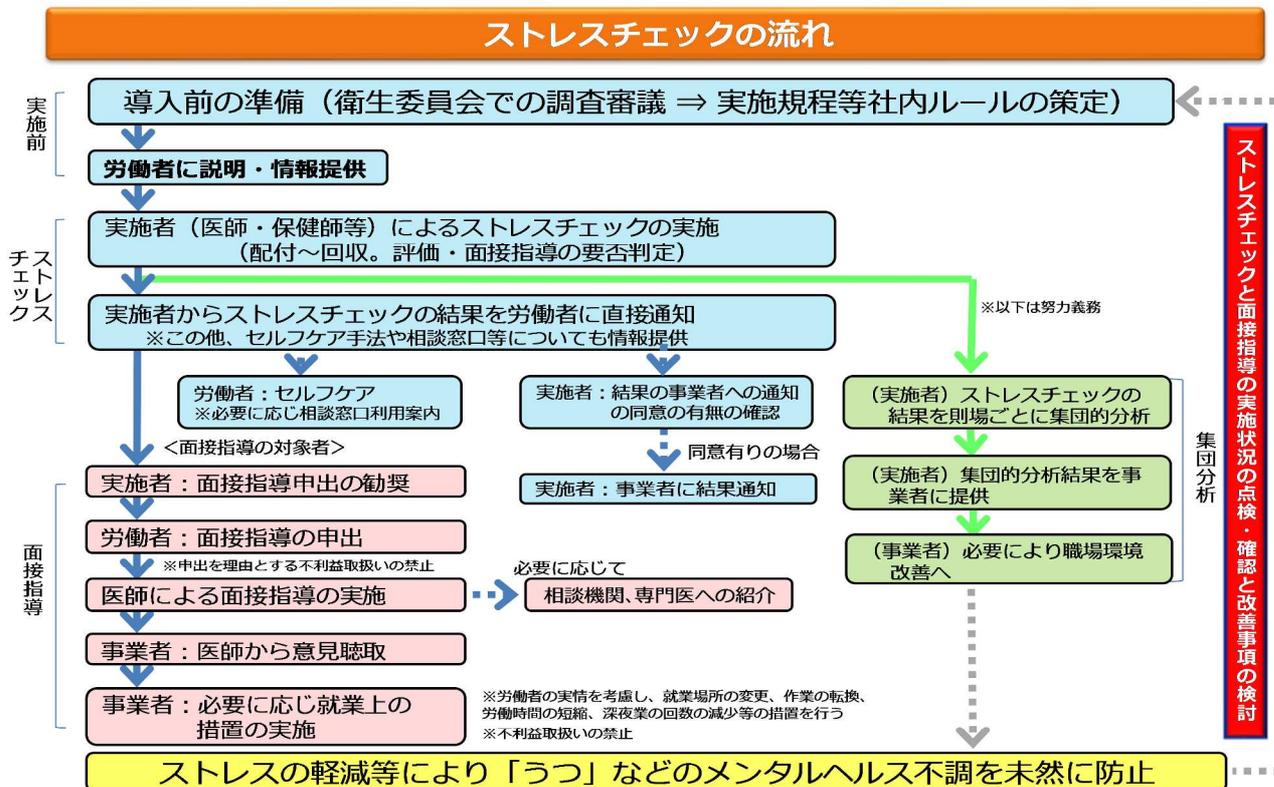
### (3) ストレスチェックについて

平成 27 年 12 月 1 日から、常時使用する労働者が 50 人以上の事業場にあつては、1 年以内ごとに 1 回、定期的にストレスチェックを実施することが義務付けられました（50 人未満は努力義務）。

未実施の事業場は早急に実施してください。また、既に実施した事業場であっても、さらに有意な制度とするためにも、今年の実施状況を見直し、今後の改善につなげてください。

なお、ストレスチェック実施の有無にかかわらず、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、「**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書**」（様式第 6 号の 2）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっています。忘れずに提出するようにお願いします。

ストレスチェックに係る各種資料や報告様式は、「**こころの耳**」でネット検索して入手してください。



### ～ 地域産業保健センターの利用について～

地域産業保健センターは、**労働者 50 人未満の小規模事業場** の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

メンタルヘルスや、健康確保対策に取り組むに際して、積極的にご活用ください。

センター名	所在地	電話番号・受付時間	対象地域
中北地域産業保健センター	甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4F	055-220-7020 平日9:00 - 17:00	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、北杜市、中巨摩郡昭和町
郡内地域産業保健センター	都留市四日市場1105 都留労働基準協会内	0554-45-0810 平日9:00 - 17:00	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡
峡南地域産業保健センター	南巨摩郡富士川町鯉沢1-11 峡南労働基準協会内	0556-22-7330 平日9:00 - 17:00	南巨摩郡、西八代郡
峡東地域産業保健センター	山梨市中村834 山梨法人会館内	0553-22-6621 平日9:00 - 17:00	山梨市、甲州市、笛吹市

#### お問い合わせは 山梨労働局 または 各労働基準監督署へ

山梨労働局労働基準部健康安全課	甲府市丸の内 1-1-11	TEL055-225-2855
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田 2-5-51	TEL055-224-5617
都留労働基準監督署	都留市四日市場 23-2	TEL0554-43-2195
鯉沢労働基準監督署	富士川町鯉沢 655-50	TEL0556-22-3181

山梨労働局ホームページ <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>